㉛　監査の状況
　第二号様式記載上の注意㊿に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊿ｄ(a)中「監査公認会計士等（第19条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。）、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第193条の２第１項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第１号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の２第２項第１号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、同様式記載上の注意㊿ｄ(c)及び㊿ｄ(f)ⅳ中「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と、同様式記載上の注意㊿ｄ(f)ｉ中「第２条第１項に規定する業務」とあるのは「第２条第１項に規定する業務（外国監査法人等にあっては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、同様式記載上の注意㊿ｄ(f)ⅱ中「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と読み替えるものとする。

㉜　役員の報酬等
　第二号様式記載上の注意㊼に準じて記載すること。

㉝　株式の保有状況
　第二号様式記載上の注意㊽に準じて記載すること。

㉞　［略］

㉟　財務書類
　第七号様式記載上の注意㉜ａ及びｂ本文に準じて記載すること。

㊱　主な資産・負債及び収支の内容
　第七号様式記載上の注意㉝に準じて記載すること。

㊲　その他
　ａ　［略］
　ｂ　第七号様式記載上の注意㊾ｃに準じて記載すること。
　ｃ　［略］

㊳　［略］

㊴　［略］

㊵　提出会社の親会社等の情報
　第二号様式記載上の注意㊻に準じて記載すること。

㊶　［略］

㊷　［略］

㉛　コーポレート・ガバナンスの状況
　第二号様式記載上の注意㊻に準じて記載すること。

㉜　監査報酬の内容等
　第二号様式記載上の注意㊼に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊼ａ中「監査公認会計士等（第19条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。）、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第193条の２第１項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第１号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の２第２項第１号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、「第２条第１項に規定する業務」とあるのは「第２条第１項に規定する業務（外国監査法人等にあっては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、同様式記載上の注意㊼ｂ中「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と、同様式記載上の注意㊼ｃ中「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と読み替えるものとする。
［加える。］

㉝　［同左］

㉞　財務書類
　第七号様式記載上の注意㉛ａ及びｂ本文に準じて記載すること。

㉟　主な資産・負債及び収支の内容
　第七号様式記載上の注意㉜に準じて記載すること。

㊱　その他
　ａ　［同左］
　ｂ　第七号様式記載上の注意㉝ｃに準じて記載すること。
　ｃ　［同左］

㊲　［同左］

㊳　［同左］

㊴　提出会社の親会社等の情報
　第二号様式記載上の注意㊶に準じて記載すること。

㊵　［同左］

㊶　［同左］